

飯塚市職員と関わりのある事業者の皆様へ

～ 倫理の保持にご協力ください ～

飯塚市職員は、飯塚市職員倫理条例、飯塚市職員倫理条例施行規則により利害関係のある事業者の皆様から次の行為を受けることが禁止されています。

職員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、市職員の倫理保持にご理解とご協力をお願いします。

禁止行為

× 金銭・物品・不動産の贈与

- ▶ せん別、祝儀、香典、供花などの名目であっても原則として禁止
- ▶ 宣伝用物品又は記念品であって一般に広く配布するためのものは可

× 酒食等のもてなし（接待）

- ▶ 職員が会費により自身の飲食費用を支払う場合でも、会費が実費相当額より安価な場合は禁止行為に該当
※ 職員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、ご協力をお願いします。

× 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

- ▶ 職員が自身の費用を負担した場合でも禁止

× 車での送迎など、無償でのサービスの提供

- ▶ 有償の場合でも、時価より著しく低いときは禁止行為に該当

× 金銭の貸付け

- ▶ 金融事業者から、一般の顧客として貸付けを受ける場合を除き禁止

× 無償での物品や不動産の貸付け

- ▶ 有償の場合でも、時価より著しく低いときは禁止行為に該当

× 未公開株式の譲渡

- ▶ 未公開株式の譲渡は、有償・無償を問わず禁止

注) 上記の禁止行為であっても、職員の身分に関わらない関係（親戚・友人関係）がある場合など、例外として認められるケースもありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

事業者の皆様が、市職員にとって 利害関係者に該当するか どうかは、裏面をご覧ください。

裏面

利害関係者とは

以下の職務を行う市職員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、あなたはその市職員にとっての「利害関係者」となります。

- ☑立入検査や監査を行う担当職員
- ☑不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ☑許認可や補助金交付等を行う担当職員
- ☑契約事務の担当職員

注) 利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



「利害関係者である場合の注意点」

上記の担当職員にとっての「利害関係者」に該当する場合、担当職員に対して禁止行為（表面参照）を行ってしまいますと、その担当職員は懲戒処分等の対象となります。

(禁止行為)

- ×金銭・物品・不動産の贈与
- ×金銭の貸付け
- ×無償での物品・不動産の貸付け
- ×無償でのサービスの提供
- ×未公開株式の譲渡
- ×酒食等のもてなし（接待）
- ×一緒に遊技、ゴルフ、旅行をすること

該当しない場合

「利害関係者」でない場合の注意点

「利害関係者」に該当しない場合でも、市職員に対し、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて利益供与をした場合、利益の供与を受けた職員は、懲戒処分等の対象となります。

※「社会通念上相当と認められる程度」かどうかは、利益供与の理由、額、頻度、市職員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

お問合せ先

飯塚市役所 総務部人事課

住 所：〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

電 話：0948-22-5500（代表）

メール：jinji@city.iizuka.lg.jp